



熊本県公報

第12723号

平成30年5月18日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成30年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………(薬務衛生課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障がい者支援課) 2
- 漁船保険付保義務の消滅(千丁加入区)……………(団体支援課) 2
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………(高齢者支援課) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定……………(障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新……………(〃) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定……………(〃) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退……………(〃) 3
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報……………(畜産課) 3
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止……………(社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定……………(〃) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の変更……………(〃) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 6
- 定数漁業の許可申請期限……………(水産振興課) 6

公 告

- 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画課) 6
- 荒尾都市計画下水道の変更……………(都市計画課) 6
- 荒尾都市計画地区計画(水野地区地区計画)の変更(荒尾市決定)……………(〃) 7
- 熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務委託契約に係る相手先の決定……………(監理課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 7

登 載 依 頼

- 平成30年度第1回熊本県労働審議会の開催……………(労働雇用創生課) 7
- 少年指導委員の委嘱……………(警察本部少年課) 8
- 少年指導委員の活動区域の変更……………(〃) 8

告 示

熊本県告示第398号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人美容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程
平成30年10月15日(月)、10月22日(月)及び10月29日(月)
 - (2) 講習科目
ア 公衆衛生
イ 理容所又は美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場
熊本県婦人会館(熊本市中央区水道町14-21)

(4) 受講料
16,000円

熊本県告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
障害者支援施設 居屋敷の里 菊池市七城町流川421	社会福祉法人七城福祉会 菊池市七城町流川421 理事長 中津 弘子	自立訓練	平成30年 5月31日

熊本県告示第400号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年5月16日熊本県告示第515号で公示した千丁加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年5月15日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成30年5月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字筒之浦 2893番3地先から 宇城市三角町三角浦字村ノ上 606番地先まで	3728.0	地域連携 推進改築
		上天草市大矢野町登立字筒之浦新田 同所 2897番地先から 2895番1地先まで	39.5	

2 供用を開始する期日 平成30年5月20日

熊本県告示第402号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人おーさあ 熊本市東区栄町2番15号	小規模多機能型居宅介護事業所健軍くらしささえ愛工房 熊本市東区栄町2番15号	431100352	平成30年5月8日	小規模多機能型居宅介護

熊本県告示第403号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
整形外科	増田 和久	医療法人社団聖和会有明成仁病院 玉名郡長洲町宮野2775番地	平成30年3月30日
整形外科	橋田 竜騎	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	平成30年3月30日

熊本県告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
こじか薬局 山鹿市方保田3646番地4	平成30年4月1日

熊本県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局八代本町店 八代市本町一丁目8番8号	平成30年4月1日
ファーコス薬局ゆう 阿蘇郡小国町大字宮原1748番地5	平成30年4月1日

熊本県告示第406号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法69条の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
通町薬局 八代市通町11番14号	平成30年2月28日

熊本県告示第407号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21401180 004	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市泗水町永4018 西田 裕誠	熊本県菊池市泗水町永4018 西田 裕二

21243020 005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 美賀子	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 恭一
21601180 005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 美賀子	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 恭一

熊本県告示第408号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

三野地区①

阿蘇市大字一の宮町三野字城山351番1、351番2、353番

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
喜多 芳毅	よかところ整骨院	八代市本町2-4-48	平成30年1月9日
佐藤 勇輝	いぐさ整骨院	八代市鏡町内田52-5-2	平成30年3月31日

熊本県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
中川 寿一	ひだまり整骨院 鍼・お灸院	玉名郡長洲町梅田772-13ロイヤルビル1階A号	平成30年2月15日
佐藤 勇輝	あおば整骨院	玉名郡玉東町稲佐123-4上土井ビルA-1	平成30年3月28日
矢野 勝也	よかところ整骨院	八代市本町2-4-48	平成30年2月9日
徳永 辰太郎	ひまわり整骨院	菊池郡大津町室137	平成30年3月8日

石原 和喜	いぐさ整骨院	八代市鏡町内田52 5-2	平成30年4月5 日
(あん摩マッサージ指圧師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
赤澤 幸一	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
緒方 健	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
佐藤 吉将	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
森 洋平	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
加藤 丈雄	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
古賀 浩文	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
伊藤 千治	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
(はり師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
赤澤 幸一	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
緒方 健	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
佐藤 吉将	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
森 洋平	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
加藤 丈雄	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
古賀 浩文	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
伊藤 千治	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
(きゅう師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
赤澤 幸一	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
緒方 健	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
佐藤 吉将	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
森 洋平	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
加藤 丈雄	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
古賀 浩文	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日
伊藤 千治	在宅マッサージ楽楽	宇土市城之浦町22 8-2	平成30年2月1 4日

熊本県告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその

例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
松野 綾子	施術所の名称		平成29年6月20日
	ひまわり整骨鍼灸院	ひまわり整骨院	
	施術所の所在地		
	菊池郡大津町室744-1	菊池郡大津町室137	

熊本県告示第412号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人グリーンコープ	デイサービスセンターゆるりの家・三里木	菊池郡菊陽町津久礼2972番地33	平成30年5月14日	通所介護

熊本県告示第413号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業えびこぎ網漁業	天草海

2 申請期間

平成30年5月18日から平成30年5月24日まで(公示日から1週間)

公 告

熊本県公告第277号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長から平成30年4月6日付けで申請のあった定款の変更については、平成30年5月9日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により荒尾市から荒尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により荒尾市から荒尾都市計画地区計画（水野地区地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第280号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年3月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所
熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 契約金額
30,294,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,244,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号による。

熊本県公告第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町沖野一丁目5666番265及び同5666番266
499.44平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森七丁目18番地6 フォレストハイム光の森301号
丸目 郁子

登載依頼**熊本県労働審議会公告第1号**

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成30年5月18日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
平成30年5月30日（水）
午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) ブライト企業の認定基準について
(2) ブライト企業の顕彰制度について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ

事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課）
 （電話096-333-2339）

熊本県公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を少年指導委員として委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。

平成30年5月18日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1 委嘱年月日

平成30年4月1日

2 委嘱した者の氏名及び連絡先並びに活動区域

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
吉村美智子	096-341-0110（熊本北合志警察署生活安全課）	熊本北合志警察署管轄区域

熊本県公安委員会告示第11号

少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項の規定に基づき、次の者の少年指導委員としての活動区域を変更したので、告示する。

平成30年5月18日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1 変更年月日

平成30年4月1日

2 変更した者の氏名及び連絡先並びに活動区域

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	
		変 更 後	変 更 前
泉 幹郎	096-341-0110（熊本北合志警察署生活安全課）	熊本北合志警察署管轄区域	熊本中央警察署管轄区域
山許 博	〃	〃	〃
前田 一宏	〃	〃	山鹿警察署管轄区域